

合格証（個別・型式）および合格証添付書類の訂正について

公益社団法人 産業安全技術協会

試験認証部 検定グループ

2026 年 4 月 1 日

2026 年 6 月 30 日改訂

弊協会が交付した型式検定合格証の誤記訂正については、記載事項変更とは別に、申請者様からの依頼に基づき弊協会では検定当時の書面、図面を確認し、安全に関する性能に影響を及ぼさないことが確認でき、誤記と認められるものだけに対して、個別に対応する取扱いをしてきておりました。この誤記訂正の手続きについて、利便性の観点から見直しを行い、[依頼試験・技術相談・認証規程](#)に則り、有料にてお取り扱いをしております。ご希望を受理した後、受入適否の審査の上、御見積、ご契約、発送、精算の流れとなっております。以下、対象範囲や流れについてお知らせいたします。

1. お申し込みできる方について

- 1) 合格証の保有者（申請者）
- 2) 合格証の保有者から委任された者（委任状が必要）

注. 工事・設置者、使用事業者からのお申し込みはご遠慮願います。合格証の保有者（申請者）へご相談願います。

2. 新規に交付する型式検定合格証（または個別検定の明細書）について

正式発行後、弊協会の誤記が原因の場合は、無料で誤記訂正を受け付ける期間を次のように設けております。なお、無料の訂正期間を過ぎますと有料となりますのでご注意ください。

合格証の申請者様	無料の誤記訂正を受け付ける期間 (合格証発送日から)
国内の場合	14 日以内
国外の場合	21 日以内

3. 大まか流れについて

初期対応として、ご希望内容の確認及び受入可否の審査を行います。[お問い合わせフォーム](#)からご希望をお申し込み願います。受理後、訂正の受入可否について内部の審査要領に基づきで判断させていただきます。お問い合わせ内容を確認した上で、誤記訂正の可否をご回答します。

お問い合わせの際は、以下のリンク先から訂正説明書をダウンロードいただき、ご入力の上、お寄せ願います。訂正受入可否について、担当よりご連絡いたします。

①訂正を希望する内容	弊協会ホームページ内： 様式 様式： 合格証・添付図面等の訂正説明書
②関連資料	検定ご申請当時の記録等、PDF ファイル

まずは無料相談の「[お問い合わせフォーム](#)」からお問い合わせ願います。

※お問い合わせ窓口を一本化するため、事業企画本部及び検定グループ、申請当時の担当検定員等への電子メールによる直接のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

初期対応は以上となります。

初期対応後の大まかな流れは次のとおりです。

1. お見積り、ご依頼書

1-1) お見積もりを作成し、TIIS 担当部署から貴社ご担当者様へご連絡

1-2) 合意いただければ依頼書にサインいただき TIIS へご返信

2. 内部処理

内部で作業を開始（合格書類として保管処理作業、内部決裁等）

3. 成果物

3-1) 訂正書面（合格図面等）の返送

合格図面の訂正：PDF にて返送（紙では送付致しません）

3-2) お受け取りいただき、不備等のご確認（不備等があればご連絡ください）

誤記版／旧版の図面は貴社にて適宜廃棄願います。

4. ご精算

4-1) 完了 ご請求、お振込

4. 対象範囲、他

対象：弊協会が交付した型式検定合格証、同一型式一覧表、添付図面一覧表、製造検査設備等の概要書、概要届、図面 等

5. その他：

Q. 型式検定合格証に記載された社名、住所が変更となった。訂正依頼の対象か？

A. いいえ訂正では取り扱えません。機械等検定規則 第 13 条（型式検定合格証の記載事項の変更）に基づきます。記載事項変更申請をご検討願います。

Q. 図面に誤記があることが発覚した。更新検定申請を予定しており、ついでに訂正した図面を提出するので差し替えてもらいたい。

A. 更新検定ではお受けできません。別途、訂正の依頼としてお申し込み願います。

Q. 訂正が受け入れられないと判定された。しかし、製造を継続したい。何か方法はあるか？（訂正前の情報のものでは製造しない）

A. 同一型式の追加を伴う更新検定のご申請、または新規検定のご申請をご検討願います。（訂正前の情報のものは図面から削除できませんが、製造しないものについて言及いたしません）

Q. どのような誤記でも訂正できますか。

A. いいえ。すべての誤記について訂正できるものではありません。誤記訂正の可否は、当協会の内部規程に基づく「検定合格書類の誤記訂正」基準に従い判断します。

Q. 誤記訂正の受入れ基準はありますか。

A. あります。誤記訂正の受入れ可否は、当協会の内部規程に基づく「検定合格書類の誤記訂正」基準に従い判断します。なお、申請者様をご用意された根拠資料、エビデンスのみをも

って、誤記訂正を受け入れることはできません。当協会が保有する記録等を含めて確認した上で判断します。

Q. 誤記訂正を依頼したいのですが、事前に受け入れ可能かどうか確認できますか。

A. はい。まずは無料相談の「[お問い合わせフォーム](#)」からお問い合わせ願います。

お問い合わせの際は、次の内容をご提示ください。

①訂正を希望する内容	弊協会ホームページ内： 様式 様式： 合格証・添付図面等の訂正説明書
②関連資料	検定ご申請当時の記録等、PDF ファイル

お問い合わせ内容を確認した上で、誤記訂正の可否をご回答します。

※お問い合わせ窓口を一本化するため、事業企画本部及び検定グループ、申請当時の担当検定員等への電子メールによる直接のお問い合わせはご遠慮くださいますようお願いいたします。

Q. 概算費用について知りたい。

A. 恐れ入りますが初期対応（ご希望内容の確認及び受入可否の審査）の後、お見積書にてご回答いたします。

Q. 提出した資料は返却されますか？

A. いいえ。訂正資料は原則、ご返却いたしませんのでご注意ください。提出物は複写したもの、PDF などとしていただき、原紙の提出はご遠慮願います。また、発行物として訂正が図面のみの場合は、訂正後の発行媒体は、PDF のみとさせていただきます。（紙で発行された合格証（及び同一型式一覧表）につきましては訂正版の紙媒体を発行いたします。）

[お問合せ・ご意見](#)